

2022年度メキシコ税制改正の概要 (第1回)

KPMG in Mexico

本ニュースレターでは、**2021年11月12日**、連邦政府より官報公布された、**2022年度税制改正**の概要について解説します。**2022年度税制改正**の内容は多岐にわたりますが、日系企業に影響がありそうな内容について、以下その概要を説明します。

また、本トピックに関連してKPMGが発行しているスペイン語版のニュースレター（Flash）も、必要に応じてご参照ください。

[Flash: Reformas fiscales 2022 - KPMG México \(home.kpmg\)](#)

なお今後、2022年度税制改正にかかる以下のトピックの詳細について、別途ニュースレターのリリースを数回にわたり予定しています。

- **Dictamen Fiscal**
- 移転価格
- 付加価値税（VAT）
- 過小資本税制
- 合併または分割

目次

1. 経済政策の概要
2. 連邦税法典（CFF）の改正
3. 所得税法（LISR）の改正
4. 付加価値税法（LIVA）の改正
5. 生産・サービス特別税法（LIEPS）の改正

1. 経済政策の概要

(1) 経済政策の前提

2022年における経済政策の前提は、以下のとおりです。

- GDP成長率：4.1%（4.6%）
- インフレ率：3.4%（3.0%）
- 平均原油価格：55.1ドル／バレル（42.1ドル／バレル）
- 短期債レート：5%
- 為替レート（年間平均）：20.3MXN／ドル（22.0MXN／ドル）
- 金融機関への預金利息に対する源泉所得税率：0.08%（0.97%）

※（ ）内は2021年度予算

(2) サーチャージ（遅延利息）

現行のサーチャージが2022年度も継続される見通しとなります。

サーチャージ	月次レート
Extension	0.98%
12カ月未満	1.26%
12カ月～24カ月	1.53%
24カ月以上、かつ支払遅延	1.82%

(3) 税制インセンティブ

2022年度の税制インセンティブについては、最終消費用のディーゼル取得目的の生産・サービス特別税（LIEPS）の控除に係るインセンティブ等が、前年から引継いで提案されています。

- ビジネス目的で使用される機械および船舶用ディーゼル
- 農林業活動目的で使用されるディーゼル
- 貨物輸送もしくは乗客用交通機関としての自動車のディーゼル（ただし、納税者の関連者にサービスを提供する場合は適用除外）
- 公的または私的貨物輸送の納税者に、全国有料道路料金の50%クレジット付与
- 燃料目的でない化石燃料の取得により発生するIEPSを、ISRへのクレジットに充てられる

2. 連邦税法典（CFF）の改正

(1) メキシコ居住者

メキシコからメキシコ国外に居住国を移した個人および法人が、居住地の変更を証明できない場合、またはメキシコ税法における優遇税制国（REFIPRES、いわゆるTax Havenのような低税率国）への移転である場合において、税務上のメキシコ居住者としての義務が維持される期間が、現行の3年から5年に変更されます。

(2) 期間の計算方法（偶発的事項）

税務上の期間の計算方法について、現行の規定に加え、災害等の不可抗力または偶発的事象が発生した場合、税務当局に、期間の計算において当該偶発的事象の期間を除外する（言い換えれば、期限の延長を行う）権限を与えることが追加されます。なお、当該期限の延長については、細則を通じて公表することが予定されています。

(3) CFDIの適用厳格化

CFDIのキャンセルにおいては、その理由と根拠資料が要求されます。また、Credit Noteの発行に関しても、同様にその理由と根拠資料が要求されます。さらに、CFDIのキャンセルについては年またぎで行うことが原則不可となります。ただし、罰金（CFDI金額の5～10%）を支払えばキャンセルすることは可能です。

(4) Dictamen Fiscal

対象者、提出期限、税務当局による調査、および監査人の責任に関する規定が改定されます。

	現行	改定内容
対象者	一定の要件を充足した企業に与えられたオプション	一定の要件(1,650,490,600MXNの収益)を充足した企業は提出義務あり また、上記の要件を充足しない企業であっても、一定の要件（現行と同様）を充足した企業は提出することが可能
提出期限	7月15日	5月15日（早期化）
税務当局による調査	監査人に対する調査がまず行われ、そのあと納税者に対する調査へ移行（Sequential Review）	Sequential Reviewの廃止→ 税務当局は監査人に対する調査をスキップして直接企業に対する調査を行うことが可能
監査人の責任	規定なし	責任対象範囲が拡大 <ul style="list-style-type: none"> 納税者のカスタムコンプライアンスに関するスコープの追加 納税者の租税回避行為等を発見した場合の報告義務を明記

(5) 合併または分割取引

非適格の要件、事業上の理由に関する審査対象期間、Dictamenの提出に関する規定が新設されます。

（非適格の要件）

税務当局が合併または分割取引に事業上の理由がないと判断した場合、当該合併または分割取引は譲渡取引とみなされ、税務上非適格合併または非適格分割として取り扱われることが規定されます。すなわち、課税取引とみなされます。

（事業上の理由に関する審査対象期間）

事業上の理由の有無に関する判断は、取引日から見て過去5年間および将来5年間の期間を対象に行われることが規定されます。

（Dictamenの提出）

合併または分割前の財務諸表および合併または分割後の財務諸表は、公認会計士による意見書（Dictamen）の提出が必要となることが規定されます。

(6) E-FirmaまたはCSDに対する取消権限の強化

E-FirmaまたはCSD（電子スタンプ）に関して、当該納税者の株主が税務コンプライアンスを遵守していない場合に無効化できる権限が新たに税務当局に付与されます。また、CSDに関して、納税者がブラックリスト企業と取引を行っている等を発見した場合において、取消を可能とする権限が新たに当局に付与されます。

(7) 還付請求から還付までの期間の計算方法

還付請求から還付までの期間（40日間）に、税務当局から納税者に対して要求事項がある場合の対応期間は含まないことが明確化されます。なお、実務上はすでに上記のとおり運用されているため影響はありません。

(8) 異なる種類の税金の相殺

当局による追徴課税を受けている場合のみ、当該追徴課税と異なる種類の税金との相殺を行うことが認められます。2019年以降禁止となったユニバーサルコンペンセーションの非常に限定的な復活となります。

(9) R&Dインセンティブ

認可制R&Dインセンティブの適用開始時期について、当該インセンティブに関する承認を受けた年度の最終日から適用することが明記されます。

(10) 罰金の減額

二重課税防止協定の紛争解決手続の場合（当該紛争解決手続を使用せず罰金を受け入れる場合）を罰金減額の対象として追加されます。

(11) 租税回避行為に対する取扱い

税務当局は、対象となる取引、金額、および理由について明らかにする必要はあるものの、対象となる取引が租税回避行為であることを主張することができるようになります。

3. 所得税法（LISR）の改正

(1) 過少資本税制

税務上の資本の部の計算方法、および適用対象外に関する規定が変更されます。

	現行	改定内容
税務上の資本の部の計算方法	繰越欠損金を控除する必要はない。	<ul style="list-style-type: none"> 繰越欠損金を控除しなければならない。 税務上の資本の部が会計上の資本の部より20%以上大きい場合は、税務上の資本の部を利用することができない。
インフラ事業等	過少資本税制の対象外。	過少資本税制の対象外となるための要件として、インフラ事業等を行う事業者が認可事業者であることを追加。
SOFOMs	金融機関のひとつの事業形態として、過少資本税制の対象外。	SOFOMs（多目的金融会社）は、過少資本税制の適用を受けることになる。

(2) 移転価格

対象取引、提出期限等が変更されます。

	現行	改定内容
対象取引	「国外居住者」である関連者との取引	関連者との取引（国外居住者という文言を削除）
移転価格課税額の決定	移転価格課税額の決定においては価格面を考慮して決定	左記に加え、利益率も考慮に入れることを明記
比較対象取引	一定の条件を充足する場合は、比較対象取引について複数年度のデータ（例えば3年平均）を利用することができる	原則として、比較対象取引は分析対象年度のものを利用することを明記
DIM Anexo 9（関連者取引別表）の提出期限（Dictamen Fiscal提出会社）	7月15日 （Dictamen Fiscal の提出日と同様）	5月15日 （Dictamen Fiscalの提出日と同様）
ローカルファイルの提出期限	対象年度の翌年12月31日	対象年度の翌年5月15日 （Dictamen Fiscalの提出日と同様）
マキラドーラの課税所得計算	認められる方式 ・ セーフ・ハーバー方式 ・ APAオプション	認められる方式 ・ セーフ・ハーバー方式 （シェルター・カンパニーも同様）

(3) 為替差益

為替差損のみならず、為替差益についてもメキシコ中央銀行が定める為替レートを適用するよう規定されます。為替差損と為替差益で異なる為替レートを適用している場合のみ影響がある改正であるため、実態としての影響は僅少と考えられます。

(4) Back-to-Back Loan

Back-to-Back Loan（当該融資取引から発生する利息が配当金としてみなされ損金否認される）とみなされる取引の要件として、事業上の理由がない場合も含まれることが追加されます。

(5) 月次予定納税で使用する利益率の変更手続き

納税者による月次予定納税の減額申請について、現行の利益金額ベースから、利益率ベースに変更されます。

(6) 控除（損金算入要件）

（燃料購入費用）

車、船、航空機等に関する燃料購入費用の損金算入要件について、現行の要件（購入費用が2,000MXNを超えない場合であっても、クレジットカードでの支払等所定の方法での支払が必要）に加え、認可事業者により発行されたCFDIが必要であることが追加されます。

（貸倒引当金）

貸倒引当金（金額が30,000UDIS（約7MXN/UDI、約210,000MXN（2021年現在））以

上の場合)の損金算入可能時点が、現行より更に厳格化されます。具体的には、以下のとおり変更されます。

現行：訴訟または調停手続を開始したとき

改正：裁判で判決が下されたとき

(7) 国内居住者間の株式等の譲渡取引（簿価譲渡）

メキシコ国内における同一グループ内での株式譲渡における無税（簿価譲渡）の取り扱いにかかる当局による認可については以下の事項が改定されます。

- CPAによるDictamenの記載事項として、現行の譲渡株式の税務上の簿価に加え、以下の事項を記載する必要があります。
 - ✓ 会計上の簿価
 - ✓ グループの組織図（再編前後）
 - ✓ 事業内容（株式発行企業、株式譲受企業）
 - ✓ 連結財務諸表に含まれる企業であることを示す資料
- 審査対象期間に関し、取引日前5年間とする規定が新設されます。
- 取引日後の事業再編取引について、取引日後5年以内に事業再編を行う場合には、株式譲受企業が必要な書類を税務当局へ提出することが新たに規定されます。
- 簿価譲渡が無効となるケースとして、税務当局が事業上の理由がない株式譲渡と判断した場合には時価譲渡とみなされることが追加されます。

(8) 国外居住者による株式等の譲渡取引（利益の繰延）

同一グループ内での国外居住者が保有するメキシコ法人の株式譲渡における無税（利益の繰延）の取り扱いにかかる当局による認可については以下の事項が改定されます。

- 株式譲渡により、株式発行企業が連結財務諸表の構成単位から外れる場合はグループ外への譲渡であるとみなされる規定が新設されます。
- Dictamenにおける記載事項、取引日後の事業再編、事業上の理由の要求に関する改正については上記「国内居住者間の株式等の譲渡取引」と同様に取り扱われます。

(9) 国外居住者の法定代理人の連帯責任

国外居住者の法定代理人の連帯責任について、国外居住者の税務債務額を上限とし、それを支払うために十分な資産を有している必要があることが追加されます。また、当該連帯責任について、細則が発行される予定です。

(10) 固定資産

固定資産の取得原価に含まれる付随費用に、設置費用、組立費用等が追加されます。また、遊休資産がある場合、税務当局へ通知を行う必要があることが明記されます。

(11) 会社分割時における繰越欠損金の引継ぎ

会社分割における繰越欠損金の引継ぎについて、分割会社が有する繰越欠損金は分割

会社と同じ事業を行う承継会社のみ引き継ぐことができることが規定されます。

(12) 会社の支配権が変更される際の繰越欠損金の利用制限

合併により、会社の支配権が変更される際の繰越欠損金の利用制限について、会社の支配権の変更とみなされる事象として、現行の議決権株式の50%以上を直接的に又は間接的に保有する者の変更に加え、以下の事象も追加されます。

- 株主総会の支配権がある者（例えば、議決権の2/3を有している）、取締役の選任・解任をできる者の変更
- 合併後、連結財務諸表を作成しなくなったとき

(13) 個人控除

個人所得税の控除限度額の計算方法について、以下の事項が変更されます。

	現行	改正
控除限度額	以下の金額のうち低い方。 <ul style="list-style-type: none"> ● 年間最低賃金（141.70MXN@Day）の5倍（258,602.50MXN（2021年現在）） ● 益金の15% 	以下の金額のうち低い方。 <ul style="list-style-type: none"> ● 年間UMA（32,693.40MXN）の5倍（163,467MXN（2021年現在）） ● 益金の15%
寄付金および退職金（個人拠出額）	控除限度額の計算には含まれず、別途控除が可能である。	上記控除限度額の計算に含まれる。

(14) 国外居住者が稼得した損害賠償から生じる収益

国外居住者が損害賠償から生じる収益を稼得した場合について源泉徴収した税額が過大であった場合、国外居住者が還付請求することができる旨が明記されます。

(15) 低税率国等（REFIPRES）における所得

メキシコ税法における優遇税制国（REFIPRES、いわゆるTax Havenのような低税率国）における所得について、メキシコ側にて当該所得を計算する際に、インフレ調整および為替変動を考慮しないことが明記されます。

(16) 簡易納税制度（個人事業主）

現行の個人事業主（自然人）に対する簡易納税制度（RIF）を廃止し、以下の新しい簡易納税制度（Regimen Simplificado de Confianza）が導入されます。

（前提条件）

- RFC登録（更新含む）、E-firmaの生成、納税者メールボックスの活用、所得に対するCFDIの発行等を行うことが必要となります。
- 所得の計算は、キャッシュ・フローベースとなります。

（対象者）

以下の個人事業主は、当該簡易納税制度を利用できます（オプション）。

- 前会計年度の所得（益金）が3.5百万MXNを超えない個人事業主
- 新規に事業を始める個人事業主については、見積所得が上述の所得を超えない場合は、当制度を利用可

（月次申告）

翌月の17日までに納付および月次申告書の提出が必要になります。

（年次確定申告書）

対象となる事業年度の翌4月末までに年次確定申告書の提出が必要になります。

（税額の計算方法）

- 税額＝所得（※）×税率 ※ 損金は考慮しません。
- 税率（所得の金額に基づく累進課税）

〈月次〉

所得	税率
0～25,000 MXN	1.0%
25,000～50,000 MXN	1.1%
50,000～83,333 MXN	1.5%
83,333～208,333 MXN	2.0%
208,333～3,500,000 MXN	2.5%

〈年次〉

所得	税率
0～300,000 MXN	1.0%
300,000～600,000 MXN	1.1%
600,000～1,000,000 MXN	1.5%
1,000,000～2,500,000 MXN	2.0%
2,500,000～3,500,000 MXN	2.5%

（簡易納税制度を利用する個人事業主と取引する法人）

支払金額の1.25%を源泉徴収する必要があります。

（移行措置）

現行の制度を利用している個人事業主は、以下のいずれかを選択することができます。

- 自動的に新制度に移行
- 通常の納税制度に移行

また、現行の制度において発生している還付法人税や控除額は新制度にも引き継がれます。

(17) 簡易納税制度（小規模法人）

次の小規模法人に対する新しい簡易納税制度（Regimen Simplificado de Confianza）が導入されます。

（前提条件）

所得の計算は、キャッシュ・フローベースとなります。

（対象者）

メキシコ居住者であり株主が自然人でのみ構成されている以下の法人は、当該簡易納税制度を利用しなければなりません（義務）。

- 前会計年度の所得（益金）が35百万MXN（※）を超えない法人
- 新規に事業を始める法人で、見積所得が上述の所得を超えない場合。

（※）上述の所得を超過した場合は、通常の方法で法人税を計算し納付しなければなりません。また、対象となる会計年度の翌1月末までにその旨を税務当局に通知する必要があります。

（月次申告）

翌月の17日までに納付および月次申告書の提出が必要です。

月次納付額＝課税所得×30%

（年次確定申告書）

税額の計算方法や支払いは、通常の法人税納付額と同様です。

4. 付加価値税法（LIVA）の改正

(1) 税率0%の対象となる物品の移転

0%の税率となる取引について、以下の項目が追加されます。

- 人間と動物両方の消費を目的とした食品（動物飼料）
- 女性用生理用品

(2) 仕入税額控除

輸入取引に関する仕入税額控除について、Pedimentoの名義が納税者であることが追加の要件として明記されます。

メキシコ企業が所有する資産のメキシコ国外での引渡し、メキシコ企業が提供するメキシコ国外でのサービスの提供等に関して従来不課税取引として仕入税額控除に影響がない取引が、新たに不課税取引（Actividades no objeto）として考慮することに変更されます。

したがって、複数の取引が含まれる場合の仕入税額控除については、課税取引・免税取引・非課税取引がある場合に仕入税額控除は課税対象取引の割合に基づき計算される現行の規定に加え、上記「不課税取引（Actividades no objeto）」についても考慮することが明記されます。同様に、プレオペレーション期間に発生したIVAの仕入税額控除に関しても、上記不課税取引について考慮することが明記されます。

(3) デジタルサービス提供者の情報申告書提出義務

デジタルサービス提供者について、税務当局への情報申告書の提出頻度が、現行の四半期から、月次に変更されます。

5. 生産・サービス特別税法（LIEPS）の改正

(1) 自動車用燃料

自動車用燃料の徴収額について、以下の変更が行われます。

燃料	2022年度徴収額 (1リットルあたり)	2021年度徴収額 (1リットルあたり)
オクタン価91未満	5.2887	5.1148
オクタン価91以上	4.4660	4.3192
ディーゼル	5.8123	5.6212
非化石燃料	4.4660	4.3192

(2) アルコール飲料

アルコール飲料について、以下の事項が規定されます。

- 定義について、「電子ラベル」と「最終消費」の定義が追加されます。
- アルコール飲料の容器破棄について、当該容器を廃棄するための施設を建設することが義務化されます。
- QRコードについて、アルコール飲料の容器にQRコードを組み込むことが義務化されます。
- 変性アルコールおよび蜂蜜の製造業者、生産者、包装業者または輸入業者について、「アルコール飲料の納税者登録簿」に登録する義務がないことが明確化されます。

(3) たばこ製品のセキュリティコード

たばこ製品（葉巻および完全手作業で製造された製品を除く）のセキュリティコードについて、以下の変更が行われます。

- セキュリティコードの提供者について、現行の印刷サービス業者から、税務当局がセキュリティコードを生成し提供することが規定されます。
- セキュリティコードの利用義務化について、すべてのたばこ製品にセキュリティコードを組み込むことが義務化されます。

本ニュースレターに関するお問合せ先

メキシコシティ事務所

東野 泰典 (yasunorihigashino@kpmg.com.mx)

大野 博之 (hiroyukiohno@kpmg.com.mx)

井上 和俊 (kazutoshiinoue@kpmg.com.mx)

ケレタロ事務所

宮本 諭 (satoshimiyamoto1@kpmg.com.mx)

レオン事務所

宮地 剛大 (takahiro.miyachi@jp.kpmg.com)

本ニュースレターの内容は、当法人が作成時点で得られる情報をもとに信頼に足り且つ正確であると判断した情報に基づき作成されておりますが、当法人はその正確性・確実性を保証するものではありません。本ニュースレターのご利用に際しては、貴社ご自身の判断にてなされますよう、また必要な場合は、弁護士、会計士、税理士等にご相談のうえお取扱い下さいますようお願い申し上げます。該当情報に基づいて被ったいかなる損害についても情報提供者および当法人（KPMG Cardenas Dosal, S.C.ならびにKPMGネットワークに属するメンバーファーム）は一切の責任を負うことはありませんのでご了承ください。

本ニュースレターの著作権は当法人に属し、本ニュースレターの一部または全部を、①複写、写真複写、あるいはその他の如何なる手段において複製すること、②当法人の書面による許可なくして再配布することを禁じます。

© 2021 KPMG Cárdenas Dosal, S.C., Sociedad Civil Mexicana y firma miembro de la organización mundial de firmas miembros independientes de KPMG afiliadas a KPMG International Limited, una compañía privada inglesa limitada por garantía. Todos los derechos reservados.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.